

31千経産第747号  
令和元年12月4日

各取扱金融機関の長  
千葉商工会議所会頭  
千葉市土気商工会長  
千葉県商工労働部長  
千葉県信用保証協会長  
(公財)千葉市産業振興財団理事長

様

千葉市長 熊谷 俊人  
(公印省略)

千葉市中小企業資金融資における災害復旧資金（普通保証枠）の受付期限について（通知）

本市の中小企業資金融資に関しまして、日頃より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、千葉市中小企業資金融資制度におきまして、災害復旧資金を普通保証枠にて利用できることとしておりますが、受付期限を下記のとおりとしましたので、お知らせするとともに、関係機関の皆さまにつきましてはご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

記

受付期限

- (1) 令和元年台風第15号により被害を受けた市内中小企業者  
・・・令和2年3月31日まで

※上記期限までに融資を実行したものが対象となります。

令和2年3月31日までに申込み、実行日が令和2年4月1日以降となる場合には、災害復旧資金の対象外となります。

- (2) 令和元年台風第19号により被害を受けた市内中小企業者  
・・・令和元年10月31日まで

※令和元年11月1日より災害関係保証枠にて受付を開始しております。

千葉市経済農政局経済部 産業支援課  
担当：日野・平山  
電話：043-245-5284

## 千葉県中小企業資金融資における災害復旧資金（普通保証枠）の取扱いについて

## 1 制度概要

資金メニュー	災害復旧資金
融資対象者	令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被害を受けた、市内で事業を営む 中小企業者 ※千葉市が発行する「り災証明書」の取得が必要となります。
資金使途	運転（7 年以内）、設備（10 年以内） ※台風第 15 号及び第 19 号による被害の復旧に資するものに限りです
融資限度額	5,000 万円
融資利率	年 1.4% ※別途、千葉県信用保証協会所定の保証料が必要となります。
利子補給率	1.4%
信用保証	普通保証（責任共有制度対象保証）

## 2 受付期間

(1) 台風第 15 号により被害を受けた市内中小企業者について

令和元年 9 月 19 日（木）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

※実行日が令和 2 年 4 月 1 日以降となる場合、災害復旧資金の対象になりません。

(2) 台風第 19 号により被害を受けた市内中小企業者について

令和元年 10 月 18 日（金）～令和元年 10 月 31 日（木）

※災害復旧資金（災害関係保証枠）の受付は令和 2 年 4 月 30 日（予定）まで行います。

受付期間の変更につきましては災害関係保証の特例措置の期間に準じます。

3 保証承諾書への記載につきましては、以下のとおりです。

- ・普通保証 → 「千葉市災害（市）」
- ・災害関係保証 → 「千葉市災害（災）」

## 4 借り換えについて

(1) 他資金メニューから災害復旧資金への借換え

⇒不可とします。

(2) 災害復旧資金（普通保証枠）から災害復旧資金（災害関係保証）への借換え

⇒不可とします。

※上記につきまして、中小企業者へ十分にご説明願います。